

○大洗町空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

(平成29年4月1日告示第16号)

改正 令和2年12月1日告示第95号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等の利用促進及びまちの賑わいを創出し、地域経済の発展に資するため、町内の空き店舗等を活用して事業活動を実施するものに対し、予算の範囲内において交付する大洗町空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大洗町補助金交付に関する規則（昭和52年12月22日規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗等」とは次に掲げる要件のいずれかに該当する店舗をいう。

(1) 空き店舗

過去に営業していた実績があり、3箇月以上営業が行われていない店舗であること。

(2) 空き家

3箇月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものであること。

(3) 店舗兼住宅

過去に営業していた実績があり、3箇月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用するものであること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類に定める産業分類（大分類）のうち小売業、飲食業、サービス業その他のこれらに類する事業のうち、この要綱の趣旨に適合し、町の商業環境向上に資すると認められるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業

(2) その他町長が不適当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、空き店舗等を購入若しくは賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。

(2) 出店しようとする空き店舗等において1年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、週5日間以上営業を行うこと。（町長が特に適当と認める場合は、この限りではない。）

(3) 大洗町商工会に入会すること。

(4) 別表第1に掲げる商店会が存在する地域については、その商店会に入会すること。

- (5) 税金を滞納していないこと。
- (6) 空き店舗等の所有者と申請者との関係が別表第2に掲げる要件を満たしていること。
- (7) 町内で営業している店舗等から空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗等としていないこと。
- (8) 空き店舗等を改装する場合は、店舗改装工事に着手する前に申請をし、かつ、当該年度に改装工事が完了し、補助対象事業を開始する見込みがあること。
- (9) 店舗改装については、町内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。
- (10) 空き店舗等を改装しない場合は、補助対象事業の開始前に申請をし、かつ、当該年度内に補助対象事業を開始する見込みがあること。
- (11) 補助対象事業について、他の補助金又は助成金等を受けていないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

（補助対象経費、補助金額及び補助期間）

第5条 補助対象となる経費、補助金額及び補助期間は、別表第3のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する空き店舗等の売買及び賃貸借契約を締結したときは、速やかに大洗町空き店舗等活用支援事業補助金（新規・継続）交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 納税完納証明書
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 店舗を改装する場合は、見積書の写し
- (4) 改装前の店舗外観及び内観の写真
- (5) 売買または賃貸借契約書の写し
- (6) 店舗の位置図及び平面図
- (7) 申請者が個人の場合は、住民票又は、運転免許証等の現住所を確認できるものの写し1点
- (8) 申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるもの
- (9) その他町長が必要があると認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大洗町空き店舗等活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（年度をまたがる補助金の交付申請等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、年度を超えて引き続き補助金を受けようとするときは、交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までに、交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条の補助金の交付決定の手続について準用する。

(申請内容の変更等)

第9条 交付決定者は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更が生じたとき、又は第7条の規定により補助金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに大洗町空き店舗等活用支援事業補助金に係る事業変更・中止申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、大洗町空き店舗等活用支援事業補助金に係る事業変更・中止承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、店舗の改装等に要する経費の支払が完了したときは、完了した日から30日以内に、大洗町空き店舗等活用支援事業補助金実績報告書(改装等)(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 改装等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 改装後の写真
- (3) 営業を開始したことが証明できる書類
- (4) 営業開始日から営業上の収支状況のわかる書類の写し
- (5) 営業活動中の写真
- (6) その他町長が必要があると認める書類

2 交付決定者は、店舗の賃借料に要する経費について、4月から9月までの店舗の賃借料の支払については10月30日までに、10月から3月までの店舗の賃借料の支払については4月30日までに、賃借料の補助対象期間が終了した場合は、終了した月の翌月以内に大洗町空き店舗等活用支援事業補助金実績報告書(賃借料)(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 賃借料の支払を証明する書類の写し
- (2) 営業開始日から営業上の収支状況のわかる書類の写し
- (3) 営業活動中の写真
- (4) その他町長が必要があると認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条第1項及び第2項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、大洗町空き店舗等活用支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、大洗町空き店舗等活用支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月1日告示第95号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

指定商店会	宮下商店会	東町商店会	曲がり松商店会
	通り町商店会	永町商店会	大洗新道商店会
	髭釜商店会	大貫商店会	

別表第2(第4条関係)

空き店舗等の所有者の区分	申請者（賃借人）の区分	対象範囲
法人	個人	1 申請者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は親族(配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。)でないこと。 2 申請者と空き店舗等を所有する法人が、雇用関係にないこと。
	法人	1 申請者である法人の代表者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は親族でないこと。 2 所有法人と申請者の代表取締役が、雇用関係にないこと。
個人	個人	1 申請者と空き店舗等の所有者が、同一人又は親族でないこと。 2 申請者と空き店舗等の所有者が、雇用関係にないこと。
	法人	1 申請者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は親族でないこと。 2 申請者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が、雇用関係にないこと。

別表第3(第5条関係)

補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事，外装工事，給排水衛生設備工事，空調設備工事，サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費）	店舗の賃借開始日から営業開始日まで	1/2	50万円
店舗賃借料（敷金，礼金，保証金，管理費，共益費その他これらに類する費用を除く。）	営業開始日の属する月の翌月から1年間	1/2	5万円／月額

備 考

- 1 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 2 店舗兼住宅における共用部分については、対象外とする。

様式第1号(第6条, 第8条関係)
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)
[別紙参照]

様式第3号(第7条, 第8条関係)
[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)
[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)
[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)
[別紙参照]

様式第8号(第11条関係)
[別紙参照]

様式第9号(第12条関係)
[別紙参照]